

山 陽 小 野 田 市 監 査 第 9 6 号
令和 7 年（2025 年） 9 月 2 2 日

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項及び山陽小野田市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項及び山陽小野田市監査基準第 1 6 条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
令和 7 年 9 月 2 2 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

市民部

市民課、公園通出張所、厚陽出張所、南支所、埴生支所、小野田浄化センター

3 監査の期間

令和7年8月18日から令和7年9月22日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和7年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。